

第 2 期子ども・子育て支援事業計画 骨子案の内容（案）

【方針 1】結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実

1. 経済的支援等の充実

子育てにおける経済的な負担の軽減策を推進するなど、結婚や妊娠を望む人の希望がかなえられる環境づくりを進めます。

- ・ 児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成など【子育て支援課】
- ・ 若い世代へ異性との交流の場を提供する事業や焼津への移住・定住を支援する事業【政策企画課／住宅・公共建築課】
- ・ 奨学金貸付事業【地域福祉課】
- ・ 就学援助事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費【教育総務課】
- ・ 不妊治療費助成事業（このとり事業）【健康づくり課】

2. 情報提供・相談体制の強化

近年、子育てに関する相談は増加し、内容も複雑化しています。情報・相談窓口が連携し、相談体制の強化を図るとともに、保護者同士の交流の場づくりを推進します。

- ・ こども家庭相談、発達相談【こども相談センター】
- ・ 青少年教育相談センター教育相談【社会教育課】
- ・ 子育てコンシェルジュ等による多様かつ総合的な子育て支援【子育て支援課】
- ・ スクールカウンセラーの配置【学校教育課】
- ・ 子育て支援のネットワークづくり【社会教育課】
- ・ 市の公式 H P、子育て応援サイト「とまとびあ」、やいちゃん子育て A Iチャットボットによる情報提供【子育て支援課】

3. 子どもや母親・父親の健康の確保

母親の妊娠、出産、産後の心身のケアのほか、子どもや父親の健康の確保、増進のため、健診等の事業を推進します。

- ・ 母子保健事業（健診、相談等）、育児支援事業（相談、教室等）【健康づくり課】
- ・ 食育の推進（幼稚園、保育所、小中学校における食育）【健康づくり課】
- ・ 子ども医療費・母子家庭等医療費助成制度【子育て支援課】

【方針 2】幼児教育・保育の充実

1. 幼児教育・保育の質の確保・向上

子どもの心身の健やかな成長のため、教育・保育の質の確保と向上を目指します。

- ・ 公立・私立の幼稚園及び保育所が協同で研修を実施【保育・幼稚園課】
- ・ 保育士確保対策の強化【保育・幼稚園課】
- ・ 教育・保育施設への適切な指導監督の実施【保育・幼稚園課】

2. 幼稚園、保育所から小学校への円滑な接続

小学生となった子どもたちが、引き続きいきいきと学び、成長できるよう、幼稚園・保育所から小学校教育への円滑な接続を支援します。

- ・ 小学校との連携【保育・幼稚園課】
- ・ 幼・保・小合同研修会や連絡会等の開催により、教育内容の相互理解を深める。【保育・幼稚園課】

3. 教育・保育の適切な量の確保・・・数値目標

【方針3】子育てを社会全体で支える環境づくり

1. 子どもの安心と安全の確保（新規）

交通事故や事件から子どもを守るため、通学路、施設の安全確保、見守り体制の充実など、関係機関と連携し、「オール焼津」で取り組みます。

- ・ 焼津市子どもを守る緊急対策アクションに基づく取り組み【関係各課】

2. 地域子ども・子育て支援事業の充実（数値目標）

3. 放課後児童対策の充実（数値目標）

4. 地域子育て支援体制の充実

子育てを家庭だけでなく、地域全体で支えるため、子育て支援サービスの周知やネットワークの形成を促進します。

- ・ 子育てグループの活動支援【社会教育課】
- ・ 子育て応援隊派遣事業【子育て支援課】
- ・ 放課後児童クラブ支援員の研修等の支援【子育て支援課】
- ・ 地域子育て支援センターの利用促進【子育て支援課】

5. 地域や家庭での教育力の向上

子育て家庭を対象に、子どもとのかかわり方やしつけ等を紹介する講座の開催など、具体的な教育プログラムや人材育成に取り組みます。

- ・ PTA教育講演会・子育て講演会の開催【学校教育課・社会教育課】
- ・ 不登校児童・生徒の保護者のための研修交流会の開催【学校教育課】

【方針4】配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

1. 子どもの貧困対策の推進（新規）

ひとり親家庭などの自立を支援するために、生活支援、経済的支援、就業支援など総合的な支援の充実を図ります。

- ・ 就学援助事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事業等【教育総務課】
- ・ 児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成など【子育て支援課】
- ・ 奨学金貸付事業【地域福祉課】
- ・ ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ利用料助成事業【子育て支援課】

2. 障害児施策の充実

障害のある子どもやその家族に対し、成長段階に合わせた支援を強化します。

- ・ 就学相談・巡回相談【学校教育課・保育・幼稚園課】
- ・ 障害児通所支援【地域福祉課】
- ・ 発達支援事業【こども相談センター】

3. 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見や虐待を受けた子どもの円滑な保護のため、関連機関との支援体制を強化するとともに、発生を予防するため、妊娠・出産・育児期に適切な養育支援の利用へつなげます。

- ・ 要保護児童対策地域協議会の開催【こども相談センター】
- ・ 子育て短期支援事業、養育支援訪問事業【こども相談センター】

4. 外国人の子どもと保護者への支援・配慮（新規）

市内に在住する外国人の子どもが、乳幼児期や学齢期に養いたい力を育み、健やかに成長できるよう支援します。

- ・ 外国人の子どもが円滑に教育・保育施設やサービスを利用できるための支援【保育・幼稚園課】
- ・ 日本の言葉や文化を理解、習得するための支援【学校教育課】

【方針5】仕事と家庭のバランスが取れた就労環境づくり

1. 子育てしやすい就労環境の促進

女性の就業率が上昇する中、働きながら安心して子供を産み育てることができる就労環境づくりの促進のため、働き方の見直しや仕事優先の意識改革への取り組みの重要性を労働者、事業主、地域住民へ広報、啓発します。

- ・ アドバイザー派遣事業【商業・産業政策課】
- ・ 産前産後・育児・介護休業等の制度の広報・啓発【市民協働課】
- ・ 男性の家事・育児参画の啓発（男女共同参画プラン）【市民協働課】

2. 仕事と子育ての両立の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、仕事と子育ての両立を支援します。

- ・ 時間外保育事業、病後児保育事業等【保育・幼稚園課】
- ・ ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業【子育て支援課】
- ・ スキルアップ事業（パソコン技能講習）【商業・産業政策課】